

# 診療報酬点数表及び 調剤報酬点数表について

令和2年11月6日

<初・再診料>

- 第1節 初診料
- A 0 0 0 初診料
  
- 第2節 再診料
- A 0 0 1 再診料
- A 0 0 2 外来診療料
- A 0 0 3 オンライン診療料 (月1回)

<入院料等>

- 第1節 入院基本料 - A 1 0 0 一般病棟入院基本料 (1日につき)
- A 1 0 1 療養病棟入院基本料 (1日につき)
- A 1 0 2 結核病棟入院基本料 (1日につき)
- A 1 0 3 精神病棟入院基本料 (1日につき)
- A 1 0 4 特定機能病院入院基本料 (1日につき)
- A 1 0 5 専門病院入院基本料 (1日につき)
- A 1 0 6 障害者施設等入院基本料 (1日につき)
- A 1 0 7 削除
- A 1 0 8 有床診療所入院基本料 (1日につき)
- A 1 0 9 有床診療所療養病床入院基本料 (1日につき)
  
- 第2節 入院基本料等加算 - A 2 0 0 総合入院体制加算 (1日につき)
- A 2 0 1 削除
- A 2 0 2 削除
- A 2 0 3 削除
- A 2 0 4 地域医療支援病院入院診療加算 (入院初日)
- A 2 0 4 - 2 臨床研修病院入院診療加算 (入院初日)
- A 2 0 5 救急医療管理加算 (1日につき)
- A 2 0 5 - 2 超急性期脳卒中加算 (入院初日)
- A 2 0 5 - 3 妊産婦緊急搬送入院加算 (入院初日)
- A 2 0 6 在宅患者緊急入院診療加算 (入院初日)
- A 2 0 7 診療録管理体制加算 (入院初日)
- A 2 0 7 - 2 医師事務作業補助体制加算 (入院初日)
- A 2 0 7 - 3 急性期看護補助体制加算 (1日につき)
- A 2 0 7 - 4 看護職員夜間配置加算 (1日につき)
- A 2 0 8 乳幼児加算・幼児加算 (1日につき)
- A 2 0 9 削除
- A 2 1 0 難病等特別入院診療加算 (1日につき)
- A 2 1 1 特殊疾患入院施設管理加算 (1日につき)
- A 2 1 2 超重症児 (者) 入院診療加算・準超重症児 (者) 入院診療加算 (1日につき)
- A 2 1 2 - 2 削除
- A 2 1 3 看護配置加算 (1日につき)
- A 2 1 4 看護補助加算 (1日につき)

- A 2 1 5 削除
- A 2 1 6 削除
- A 2 1 7 削除
- A 2 1 8 地域加算 (1日につき)
- A 2 1 8 - 2 離島加算 (1日につき)
- A 2 1 9 療養環境加算 (1日につき)
- A 2 2 0 H I V感染者療養環境特別加算 (1日につき)
- A 2 2 0 - 2 二類感染症患者療養環境特別加算 (1日につき)
- A 2 2 1 重症者等療養環境特別加算 (1日につき)
- A 2 2 1 - 2 小児療養環境特別加算 (1日につき)
- A 2 2 2 療養病棟療養環境加算 (1日につき)
- A 2 2 2 - 2 療養病棟療養環境改善加算 (1日につき)
- A 2 2 3 診療所療養病床療養環境加算 (1日につき)
- A 2 2 3 - 2 診療所療養病床療養環境改善加算 (1日につき)
- A 2 2 4 無菌治療室管理加算 (1日につき)
- A 2 2 5 放射線治療病室管理加算 (1日につき)
- A 2 2 6 重症皮膚潰瘍管理加算 (1日につき)
- A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算 (1日につき)
- A 2 2 6 - 3 有床診療所緩和ケア診療加算 (1日につき)
- A 2 2 7 精神科措置入院診療加算 (入院初日)
- A 2 2 7 - 2 精神科措置入院退院支援加算 (退院時1回)
- A 2 2 8 精神科応急入院施設管理加算 (入院初日)
- A 2 2 9 精神科隔離室管理加算 (1日につき)
- A 2 3 0 精神病棟入院時医学管理加算 (1日につき)
- A 2 3 0 - 2 精神科地域移行実施加算 (1日につき)
- A 2 3 0 - 3 精神科身体合併症管理加算 (1日につき)
- A 2 3 0 - 4 精神科リエゾンチーム加算 (週1回)
- A 2 3 1 削除
- A 2 3 1 - 2 強度行動障害入院医療管理加算 (1日につき)
- A 2 3 1 - 3 重度アルコール依存症入院医療管理加算 (1日につき)
- A 2 3 1 - 4 摂食障害入院医療管理加算 (1日につき)
- A 2 3 2 がん拠点病院加算 (入院初日)
- A 2 3 3 削除
- A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加算 (週1回)
- A 2 3 4 医療安全対策加算 (入院初日)
- A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算 (入院初日)
- A 2 3 4 - 3 患者サポート体制充実加算 (入院初日)
- A 2 3 5 削除
- A 2 3 6 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 (入院中1回)
- A 2 3 6 - 2 ハイリスク妊娠管理加算 (1日につき)
- A 2 3 7 ハイリスク分娩管理加算 (1日につき)
- A 2 3 8 削除

- A 2 3 8 - 2 削除
- A 2 3 8 - 3 削除
- A 2 3 8 - 4 削除
- A 2 3 8 - 5 削除
- A 2 3 8 - 6 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算 (退院時1回)
- A 2 3 8 - 7 精神科救急搬送患者地域連携受入加算 (入院初日)
- A 2 3 8 - 8 削除
- A 2 3 8 - 9 削除
- A 2 3 9 削除
- A 2 4 0 削除
- A 2 4 1 削除
- A 2 4 2 呼吸ケアチーム加算 (週1回)
- A 2 4 3 後発医薬品使用体制加算 (入院初日)
- A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算
- A 2 4 5 データ提出加算
- A 2 4 6 入退院支援加算 (退院時1回)
- A 2 4 7 認知症ケア加算 (1日につき)
- A 2 4 7 - 2 せん妄ハイリスク患者ケア加算 (入院中1回)
- A 2 4 8 精神疾患診療体制加算
- A 2 4 9 精神科急性期医師配置加算 (1日につき)
- A 2 5 0 薬剤総合評価調整加算 (退院時1回)
- A 2 5 1 排尿自立支援加算 (週1回)
- A 2 5 2 地域医療体制確保加算 (入院初日)

● 第3節 特定入院料

- A 3 0 0 救命救急入院料 (1日につき)
- A 3 0 1 特定集中治療室管理料 (1日につき)
- A 3 0 1 - 2 ハイケアユニット入院医療管理料 (1日につき)
- A 3 0 1 - 3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (1日につき)
- A 3 0 1 - 4 小児特定集中治療室管理料 (1日につき)
- A 3 0 2 新生児特定集中治療室管理料 (1日につき)
- A 3 0 3 総合周産期特定集中治療室管理料 (1日につき)
- A 3 0 3 - 2 新生児治療回復室入院医療管理料 (1日につき)
- A 3 0 4 削除
- A 3 0 5 一類感染症患者入院医療管理料 (1日につき)
- A 3 0 6 特殊疾患入院医療管理料 (1日につき)
- A 3 0 7 小児入院医療管理料 (1日につき)
- A 3 0 8 回復期リハビリテーション病棟入院料 (1日につき)
- A 3 0 8 - 2 削除
- A 3 0 8 - 3 地域包括ケア病棟入院料 (1日につき)
- A 3 0 9 特殊疾患病棟入院料 (1日につき)
- A 3 1 0 緩和ケア病棟入院料 (1日につき)
- A 3 1 1 精神科救急入院料 (1日につき)

<入院料等>

- A 3 1 1 - 2 精神科急性期治療病棟入院料 (1日につき)
- A 3 1 1 - 3 精神科救急・合併症入院料 (1日につき)
- A 3 1 1 - 4 児童・思春期精神科入院医療管理料 (1日につき)
- A 3 1 2 精神療養病棟入院料 (1日につき)
- A 3 1 3 削除
- A 3 1 4 認知症治療病棟入院料 (1日につき)
- A 3 1 5 削除
- A 3 1 6 削除
- A 3 1 7 特定一般病棟入院料 (1日につき)
- A 3 1 8 地域移行機能強化病棟入院料 (1日につき)

- 第4節 短期滞在手術基本料
- A 4 0 0 短期滞在手術等基本料

<入院料> (短期滞在手術等基本料を抜粋)

- 1 短期滞在手術等基本料 1 (日帰りの場合)
- 2 短期滞在手術等基本料 2 (1泊2日の場合)
- 3 短期滞在手術等基本料 3 (4泊5日までの場合)
  - イ D 2 9 1 - 2 小児食物アレルギー負荷検査
  - ロ D 4 1 3 前立腺針生検法
  - ハ K 0 9 3 - 2 関節鏡下手根管開放手術
  - ニ K 1 9 6 - 2 胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側)
  - ホ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合□その他のもの (片側)
  - ヘ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合□その他のもの (両側)
  - ト K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満
  - チ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術
  - リ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術
  - ヌ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法 (一連として)
  - ル K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術
  - ヲ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (3歳未満に限る。)
  - ワ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (3歳以上6歳未満に限る。)
  - カ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (6歳以上15歳未満に限る。)
  - コ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上に限る。)
  - ク K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (3歳未満に限る。)
  - ケ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (3歳以上6歳未満に限る。)
  - コ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (6歳以上15歳未満に限る。)

- ツ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (15歳以上に限る。)
- ネ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満
- ナ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上
- ラ K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。) 2 硬化療法 (四段階注射法によるもの)
- ム K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 (一連につき)
- ウ K 8 6 7 子宮頸部 (腔部) 切除術
- エ K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術
- ノ M 0 0 1 - 2 ガンマナイフによる定位放射線治療

<医学管理等>

- B 0 0 0 特定疾患療養管理料
- B 0 0 1 特定疾患治療管理料
  - B 0 0 1 1 ウイルス疾患指導料 ※肝炎ウイルス、ATL,HIV
  - B 0 0 1 2 特定薬剤治療管理料 ※ジギタリス、抗てんかん剤
  - B 0 0 1 3 悪性腫瘍特異物質治療管理料 ※尿中BTA
  - B 0 0 1 4 小児特定疾患カウンセリング料
  - B 0 0 1 5 小児科療養指導料
  - B 0 0 1 6 てんかん指導料
  - B 0 0 1 7 難病外来指導管理料
  - B 0 0 1 8 皮膚科特定疾患指導管理料
  - B 0 0 1 9 外来栄養食事指導料
  - B 0 0 1 10 入院栄養食事指導料 (週1回)
  - B 0 0 1 11 集団栄養食事指導料
  - B 0 0 1 12 心臓ペースメーカー指導管理料
  - B 0 0 1 13 在宅療養指導料
  - B 0 0 1 14 高度難聴指導管理料 ※人工内耳等
  - B 0 0 1 15 慢性維持透析患者外来医学管理料
  - B 0 0 1 16 喘息治療管理料
  - B 0 0 1 17 慢性疼痛疾患管理料
  - B 0 0 1 18 小児悪性腫瘍患者指導管理料
  - B 0 0 1 19 削除
  - B 0 0 1 20 糖尿病合併症管理料
  - B 0 0 1 21 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料
  - B 0 0 1 22 がん性疼痛緩和指導管理料
  - B 0 0 1 23 がん患者指導管理料
  - B 0 0 1 24 外来緩和ケア管理料
  - B 0 0 1 25 移植後患者指導管理料

- B 0 0 1 26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料
- B 0 0 1 27 糖尿病透析予防指導管理料 ※HbA1c≥6.1等
- B 0 0 1 28 小児運動器疾患指導管理料
- B 0 0 1 29 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- B 0 0 1 30 婦人科特定疾患治療管理料
- B 0 0 1 31 腎代替療法指導管理料
- B 0 0 1 - 2 小児科外来診療料 (1日につき)
- B 0 0 1 - 2 - 2 地域連携小児夜間・休日診療料
- B 0 0 1 - 2 - 3 乳幼児育児栄養指導料
- B 0 0 1 - 2 - 4 地域連携夜間・休日診療料
- B 0 0 1 - 2 - 5 院内トリアージ実施料
- B 0 0 1 - 2 - 6 夜間休日救急搬送医学管理料
- B 0 0 1 - 2 - 7 外来リハビリテーション診療料
- B 0 0 1 - 2 - 8 外来放射線照射診療料
- B 0 0 1 - 2 - 9 地域包括診療料 (月1回)
- B 0 0 1 - 2 - 10 認知症地域包括診療料 (月1回)
- B 0 0 1 - 2 - 11 小児かかりつけ診療料 (1日につき)
- B 0 0 1 - 3 生活習慣病管理料
- B 0 0 1 - 3 - 2 ニコチン依存症管理料
- B 0 0 1 - 4 手術前医学管理料
- B 0 0 1 - 5 手術後医学管理料 (1日につき)
- B 0 0 1 - 6 肺血栓塞栓症予防管理料
- B 0 0 1 - 7 リンパ浮腫指導管理料
- B 0 0 1 - 8 膈ヘルニア圧迫指導管理料
- B 0 0 1 - 9 療養・就労両立支援指導
- B 0 0 2 開放型病院共同指導料 (I)
- B 0 0 3 開放型病院共同指導料 (II)
- B 0 0 4 退院時共同指導料 1
- B 0 0 5 退院時共同指導料 2
- B 0 0 5 - 1 - 2 介護支援等連携指導料
- B 0 0 5 - 1 - 3 介護保険リハビリテーション移行支援料
- B 0 0 5 - 2 削除
- B 0 0 5 - 3 削除
- B 0 0 5 - 3 - 2 削除
- B 0 0 5 - 4 ハイリスク妊産婦共同管理料 (I)
- B 0 0 5 - 5 ハイリスク妊産婦共同管理料 (II)
- B 0 0 5 - 6 がん治療連携計画策定料
- B 0 0 5 - 6 - 2 がん治療連携指導料
- B 0 0 5 - 6 - 3 がん治療連携管理料
- B 0 0 5 - 6 - 4 外来がん患者在宅連携指導料
- B 0 0 5 - 7 認知症専門診断管理料
- B 0 0 5 - 7 - 2 認知症療養指導料
- B 0 0 5 - 7 - 3 認知症サポート指導料
- B 0 0 5 - 8 肝炎インターフェロン治療計画料
- B 0 0 5 - 9 外来排尿自立指導料
- B 0 0 5 - 10 ハイリスク妊産婦連携指導料 1

<医学管理等>

- B 0 0 5 - 10 - 2 ハイリスク妊産婦連携指導料 2
- B 0 0 5 - 11 遠隔連携診療料
- B 0 0 6 救急救命管理料
- B 0 0 6 - 2 削除
- B 0 0 6 - 3 退院時リハビリテーション指導料
- B 0 0 7 退院前訪問指導料
- B 0 0 7 - 2 退院後訪問指導料
- B 0 0 8 薬剤管理指導料
- B 0 0 8 - 2 薬剤総合評価調整管理料
- B 0 0 9 診療情報提供料 (I)
- B 0 0 9 - 2 電子的診療情報評価料
- B 0 1 0 診療情報提供料 (II)
- B 0 1 0 - 2 診療情報連携共有料
- B 0 1 1 診療情報提供料 (III)
- B 0 1 1 - 2 削除
- B 0 1 1 - 3 薬剤情報提供料
- B 0 1 1 - 4 医療機器安全管理料
- B 0 1 2 傷病手当金意見書交付料
- B 0 1 3 療養費同意書交付料
- B 0 1 4 退院時薬剤情報管理指導料
- B 0 1 5 削除
- B 0 1 6 削除
- B 0 1 7 削除
- B 0 1 8 削除

<在宅医療>

- 第1節 在宅患者診療・指導料
- C 0 0 0 往診料
- C 0 0 1 在宅患者訪問診療料 (I) (1日につき)
- C 0 0 1 - 2 在宅患者訪問診療料 (II) (1日につき)
- C 0 0 2 在宅時医学総合管理料 (月1回)
- C 0 0 2 - 2 施設入居時等医学総合管理料 (月1回)
- C 0 0 3 在宅がん医療総合診療料 (1日につき)
- C 0 0 4 救急搬送診療料
- C 0 0 5 在宅患者訪問看護・指導料 (1日につき)
- C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪問看護・指導料 (1日につき)
- C 0 0 5 - 2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料 (1週につき)
- C 0 0 6 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 (1単位)
- C 0 0 7 訪問看護指示料
- C 0 0 7 - 2 介護職員等喀痰吸引等指示料
- C 0 0 8 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- C 0 0 9 在宅患者訪問栄養食事指導料
- C 0 1 0 在宅患者連携指導料

- C 0 1 1 在宅患者緊急時等カンファレンス料
- C 0 1 2 在宅患者共同診療料
- C 0 1 3 在宅患者訪問褥瘡管理指導料
- 第2節 在宅療養指導管理料
- ◆ 第1款 在宅療養指導管理料
- C 1 0 0 退院前在宅療養指導管理料
- C 1 0 1 在宅自己注射指導管理料
- C 1 0 1 - 2 在宅小児低血糖症患者指導管理料
- C 1 0 1 - 3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料
- C 1 0 2 在宅自己腹膜灌流指導管理料
- C 1 0 2 - 2 在宅血液透析指導管理料
- C 1 0 3 在宅酸素療法指導管理料
- C 1 0 4 在宅中心静脈栄養法指導管理料
- C 1 0 5 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料
- C 1 0 5 - 2 在宅小児経管栄養法指導管理料
- C 1 0 5 - 3 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料
- C 1 0 6 在宅自己導尿指導管理料
- C 1 0 7 在宅人工呼吸指導管理料
- C 1 0 7 - 2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
- C 1 0 8 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料
- C 1 0 8 - 2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料
- C 1 0 9 在宅寝たきり患者処置指導管理料
- C 1 1 0 在宅自己疼痛管理指導管理料
- C 1 1 0 - 2 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料
- C 1 1 0 - 3 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料
- C 1 1 0 - 4 在宅仙骨神経刺激療法指導管理料
- C 1 1 1 在宅肺高血圧症患者指導管理料
- C 1 1 2 在宅気管切開患者指導管理料
- C 1 1 3 削除
- C 1 1 4 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料
- C 1 1 5 削除
- C 1 1 6 在宅植込型補助人工心臓 (非拍動流型) 指導管理料
- C 1 1 7 在宅経腸投薬指導管理料
- C 1 1 8 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- C 1 1 9 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- C 1 2 0 在宅中耳加圧療法指導管理料

- ◆ 第2款 在宅療養指導管理材料加算
- C 1 5 0 血糖自己測定器加算
- C 1 5 1 注入器加算
- C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算
- C 1 5 2 - 2 持続血糖測定器加算
- C 1 5 2 - 3 経腸投薬用ポンプ加算
- C 1 5 3 注入器用注射針加算
- C 1 5 4 紫外線殺菌器加算

- C 1 5 5 自動腹膜灌流装置加算
- C 1 5 6 透析液供給装置加算
- C 1 5 7 酸素ボンベ加算
- C 1 5 8 酸素濃縮装置加算
- C 1 5 9 液化酸素装置加算
- C 1 5 9 - 2 呼吸同調式デマンドバルブ加算
- C 1 6 0 在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算
- C 1 6 1 注入ポンプ加算
- C 1 6 2 在宅経管栄養法用栄養管セット加算
- C 1 6 3 特殊カテーテル加算
- C 1 6 4 人工呼吸器加算
- C 1 6 5 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算
- C 1 6 6 携帯型ディスプレイ注入ポンプ加算
- C 1 6 7 疼痛等管理用送信器加算
- C 1 6 8 携帯型精密輸液ポンプ加算
- C 1 6 8 - 2 携帯型精密ネプライザー加算
- C 1 6 9 気管切開患者用人工鼻加算
- C 1 7 0 排痰補助装置加算
- C 1 7 1 在宅酸素療法材料加算
- C 1 7 1 - 2 在宅持続陽圧呼吸療法材料加算
- C 1 7 2 在宅経肛門的自己洗腸用材料加算
- C 1 7 3 横隔神経電気刺激装置加算

- 第3節 薬剤料
- C 2 0 0 薬剤

- 第4節 特定保険医療材料
- C 3 0 0 特定保険医療材料

<検査>

- 第1節 検体検査料
- ◆ 第1款 検体検査実施料 (尿・糞便等検査) (血液学的検査) (生化学的検査(I)) (生化学的検査(II)) (免疫学的検査) (微生物学的検査) (基本的検体検査実施料)
- ◆ 第2款 検体検査判断料
- D 0 2 6 検体検査判断料
- D 0 2 7 基本的検体検査判断料
- 第2節 削除

<検査>

- 第3節 生体検査料  
(呼吸循環機能検査等)  
(超音波検査等)
  - D 2 1 5 超音波検査 (記録に要する費用を含む。)
  - D 2 1 5 - 2 肝硬度測定
  - D 2 1 5 - 3 超音波エラストグラフィ
  - D 2 1 6 サーモグラフィ検査 (記録に要する費用を含む。)
  - D 2 1 6 - 2 残尿測定検査
  - D 2 1 7 骨塩定量検査  
(監視装置による諸検査)  
(脳波検査等)  
(神経・筋検査)  
(耳鼻咽喉科学的検査)  
(眼科学的検査)  
(皮膚科学的検査)  
(臨床心理・神経心理検査)  
(負荷試験等)  
(ラジオアイソトープを用いた諸検査)  
(内視鏡検査)
- 第4節 診断穿刺・検体採取料
  - D 4 0 0 血液採取 (1日につき)
  - D 4 0 1 脳室穿刺
  - D 4 0 2 後頭下穿刺
  - D 4 0 3 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む。)
  - D 4 0 4 骨髄穿刺
  - D 4 0 4 - 2 骨髄生検
  - D 4 0 5 関節穿刺 (片側)
  - D 4 0 6 上顎洞穿刺 (片側)
  - D 4 0 6 - 2 扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺 (片側)
  - D 4 0 7 腎嚢胞又は水腎症穿刺
  - D 4 0 8 ダグラス窩穿刺
  - D 4 0 9 リンパ節等穿刺又は針生検
  - D 4 0 9 - 2 センチネルリンパ節生検 (片側)
  - D 4 1 0 乳腺穿刺又は針生検 (片側)
  - D 4 1 1 甲状腺穿刺又は針生検
  - D 4 1 2 経皮的針生検法 (透視、心電図検査及び超音波検査を含む。)
  - D 4 1 2 - 2 経皮的腎生検法
  - D 4 1 3 前立腺針生検法
  - D 4 1 4 内視鏡下生検法 (1臓器につき)
  - D 4 1 4 - 2 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法 (EUS - FNA)
  - D 4 1 5 経気管肺生検法

- D 4 1 5 - 2 超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法 (EBUS - TBNA)
- D 4 1 5 - 3 経気管肺生検法 (ナビゲーションによるもの)
- D 4 1 5 - 4 経気管肺生検法 (仮想気管支鏡を用いた場合)
- D 4 1 5 - 5 経気管支凍結生検法
- D 4 1 6 臓器穿刺、組織採取
- D 4 1 7 組織試験採取、切採法
- D 4 1 8 子宮腔部等からの検体採取
- D 4 1 9 その他の検体採取
- D 4 1 9 - 2 眼内液 (前房水・硝子体液) 検査

- 第5節 薬剤料
- D 5 0 0 薬剤

- 第6節 特定保険医療材料料
- D 6 0 0 特定保険医療材料

<画像診断>

- 第1節 イックス線診断料
  - E 0 0 0 透視診断
  - E 0 0 1 写真診断
  - E 0 0 2 撮影
  - E 0 0 3 造影剤注入手技
  - E 0 0 4 基本的イックス線診断料 (1日につき)

- 第2節 核医学診断料
  - E 1 0 0 シンチグラム (画像を伴うもの)
  - E 1 0 1 シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影 (同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき)
  - E 1 0 1 - 2 ポジトロン断層撮影
  - E 1 0 1 - 3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき)
  - E 1 0 1 - 4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき)
  - E 1 0 1 - 5 乳房用ポジトロン断層撮影
  - E 1 0 2 核医学診断

- 第3節 コンピューター断層撮影診断料
  - E 2 0 0 コンピューター断層撮影 (CT撮影) (一連につき)
  - E 2 0 0 - 2 血流予備量比コンピューター断層撮影
  - E 2 0 1 非放射性キセノン脳血流動態検査
  - E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI撮影) (一連につき)
  - E 2 0 3 コンピューター断層診断

- 第4節 薬剤料
- E 3 0 0 薬剤

- 第5節 特定保険医療材料料
- E 4 0 0 フィルム
- E 4 0 1 特定保険医療材料 (フィルムを除く。)

<投薬>

- 第1節 調剤料
- F 0 0 0 調剤料

- 第2節 処方料
- F 1 0 0 処方料

- 第3節 薬剤料
- F 2 0 0 薬剤

- 第4節 特定保険医療材料料
- F 3 0 0 特定保険医療材料

- 第5節 処方箋料
- F 4 0 0 処方箋料

- 第6節 調剤技術基本料

<注射>

- 第1節 注射料
- ◆ 第1款 注射実施料
  - G 0 0 0 皮内、皮下及び筋肉内注射 (1回につき)
  - G 0 0 1 静脈内注射 (1回につき)
  - G 0 0 2 動脈注射 (1日につき)
  - G 0 0 3 抗悪性腫瘍剤局所持続注入 (1日につき)
  - G 0 0 3 - 2 削除
  - G 0 0 3 - 3 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入 (1日につき)
  - G 0 0 4 点滴注射 (1日につき)
  - G 0 0 5 中心静脈注射 (1日につき)
  - G 0 0 5 - 2 中心静脈注射用カテーテル挿入
  - G 0 0 5 - 3 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入
  - G 0 0 5 - 4 カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入
  - G 0 0 6 植込型カテーテルによる中心静脈注射 (1日につき)
  - G 0 0 7 腱鞘内注射
  - G 0 0 8 骨髄内注射

<注射>

- G 0 0 9 脳脊髄腔注射
- G 0 1 0 関節腔内注射
- G 0 1 0 - 2 滑液嚢穿刺後の注入
- G 0 1 1 気管内注入
- G 0 1 2 結膜下注射
- G 0 1 2 - 2 自家血清の眼球注射
- G 0 1 3 角膜内注射
- G 0 1 4 球後注射
- G 0 1 5 テノン氏嚢内注射
- G 0 1 6 硝子体内注射
- G 0 1 7 腋窩多汗症注射 (片側につき)
- G 0 1 8 外眼筋注射

- ◆ 第2款 無菌製剤処理料
- G 0 2 0 無菌製剤処理料

- 第2節 薬剤料
- G 1 0 0 薬剤

- 第3節 特定保険医療材料料
- G 2 0 0 特定保険医療材料

<リハビリテーション>

- 第1節 リハビリテーション料
- H 0 0 0 心大血管疾患リハビリテーション料
- H 0 0 1 脳血管疾患等リハビリテーション料
- H 0 0 1 - 2 廃用症候群リハビリテーション料
- H 0 0 2 運動器リハビリテーション料
- H 0 0 3 呼吸器リハビリテーション料
- H 0 0 3 - 2 リハビリテーション総合計画評価料
- H 0 0 3 - 3 リハビリテーション計画提供料
- H 0 0 3 - 4 目標設定等支援・管理料
- H 0 0 4 摂食機能療法 (1日につき)
- H 0 0 5 視能訓練 (1日につき)
- H 0 0 6 難病患者リハビリテーション料 (1日につき)
- H 0 0 7 障害児 (者) リハビリテーション料 (1単位)
- H 0 0 7 - 2 がん患者リハビリテーション料 (1単位)
- H 0 0 7 - 3 認知症患者リハビリテーション料 (1日につき)
- H 0 0 7 - 4 リンパ浮腫複合的治療料
- H 0 0 8 集団コミュニケーション療法料 (1単位)

- 第2節 薬剤料
- H 1 0 0 薬剤

<精神科専門療法>

- 第1節 精神科専門療法料
- I 0 0 0 精神科電気痙攣療法
- I 0 0 0 - 2 経頭蓋磁気刺激療法
- I 0 0 1 入院精神療法 (1回につき)
- I 0 0 2 通院・在宅精神療法 (1回につき)
- I 0 0 2 - 2 精神科継続外来支援・指導料 (1日につき)
- I 0 0 2 - 3 救急患者精神科継続支援料
- I 0 0 3 標準型精神分析療法 (1回につき)
- I 0 0 3 - 2 認知療法・認知行動療法 (1日につき)
- I 0 0 4 心身医学療法 (1回につき)
- I 0 0 5 入院集団精神療法 (1日につき)
- I 0 0 6 通院集団精神療法 (1日につき)
- I 0 0 6 - 2 依存症集団療法 (1回につき)
- I 0 0 7 精神科作業療法 (1日につき)
- I 0 0 8 入院生活技能訓練療法
- I 0 0 8 - 2 精神科ショート・ケア (1日につき)
- I 0 0 9 精神科デイ・ケア (1日につき)
- I 0 1 0 精神科ナイト・ケア (1日につき)
- I 0 1 0 - 2 精神科デイ・ナイト・ケア (1日につき)
- I 0 1 1 精神科退院指導料
- I 0 1 1 - 2 精神科退院前訪問指導料
- I 0 1 2 精神科訪問看護・指導料
- I 0 1 2 - 2 精神科訪問看護指示料
- I 0 1 3 抗精神病特定薬剤治療指導管理料
- I 0 1 4 医療保護入院等診療料
- I 0 1 5 重度認知症患者デイ・ケア料 (1日につき)
- I 0 1 6 精神科在宅患者支援管理料 (月1回)

- 第2節 薬剤料
- I 1 0 0 薬剤

- 第3節 経過措置

<処置>

- 第1節 処置料 (一般処置)
- J 0 0 0 創傷処置
- J 0 0 1 熱傷処置
- J 0 0 1 - 2 絆創膏固定術
- J 0 0 1 - 3 鎖骨又は肋骨骨折固定術
- J 0 0 1 - 4 重度褥瘡処置 (1日につき)
- J 0 0 1 - 5 長期療養患者褥瘡等処置 (1日につき)
- J 0 0 1 - 6 精神科棟等長期療養患者褥瘡等処置 (1日につき)
- J 0 0 1 - 7 爪甲除去 (麻酔を要しないもの)
- J 0 0 1 - 8 穿刺排膿後薬液注入

- J 0 0 1 - 9 空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置 (1日につき)
- J 0 0 1 - 10 静脈圧迫処置 (慢性静脈不全に対するもの)
- J 0 0 2 ドレーン法 (ドレナージ) (1日につき)
- J 0 0 3 局所陰圧閉鎖処置 (入院) (1日につき)
- J 0 0 3 - 2 局所陰圧閉鎖処置 (入院外) (1日につき)
- J 0 0 3 - 3 局所陰圧閉鎖処置 (腹部開放創) (1日につき)
- J 0 0 3 - 4 多血小板血漿処置
- J 0 0 4 流注膿瘍穿刺
- J 0 0 5 脳室穿刺
- J 0 0 6 後頭下穿刺
- J 0 0 7 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺
- J 0 0 7 - 2 硬膜外自家血注入
- J 0 0 8 胸腔穿刺 (洗浄、注入及び排液を含む。)
- J 0 0 9 削除
- J 0 1 0 腹腔穿刺 (人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。)
- J 0 1 0 - 2 経皮的肝膿瘍等穿刺術
- J 0 1 1 骨髄穿刺
- J 0 1 2 腎嚢胞又は水腎症穿刺
- J 0 1 3 ダグラス窩穿刺
- J 0 1 4 乳腺穿刺
- J 0 1 5 甲状腺穿刺
- J 0 1 6 リンパ節等穿刺
- J 0 1 7 エタノールの局所注入
- J 0 1 7 - 2 リンパ管腫局所注入
- J 0 1 8 喀痰吸引 (1日につき)
- J 0 1 8 - 2 内視鏡下気管支分泌物吸引 (1日につき)
- J 0 1 8 - 3 干渉低周波去痰器による喀痰排出 (1日につき)
- J 0 1 9 持続的胸腔ドレナージ (開始日)
- J 0 1 9 - 2 削除
- J 0 2 0 胃持続ドレナージ (開始日)
- J 0 2 1 持続的腹腔ドレナージ (開始日)
- J 0 2 2 高位浣腸、高位浣腸、浣腸
- J 0 2 2 - 2 摘便
- J 0 2 2 - 3 腰椎麻酔下直腸内異物除去
- J 0 2 2 - 4 腸内ガス排気処置 (開腹手術後)
- J 0 2 2 - 5 持続的難治性下痢便ドレナージ (開始日)
- J 0 2 3 気管支カテーテル薬液注入法
- J 0 2 4 酸素吸入 (1日につき)
- J 0 2 4 - 2 突発性難聴に対する酸素療法 (1日につき)
- J 0 2 5 酸素テント (1日につき)
- J 0 2 6 間歇的陽圧吸入法 (1日につき)
- J 0 2 6 - 2 鼻マスク式補助換気法 (1日につき)
- J 0 2 6 - 3 体外式陰圧人工呼吸器治療 (1日につき)
- J 0 2 6 - 4 ハイフローセラピー (1日につき)

<処置>

- J 0 2 7 高気圧酸素治療（1日につき）
- J 0 2 8 インキュベーター（1日につき）
- J 0 2 9 鉄の肺（1日につき）
- J 0 2 9 - 2 減圧タンク療法
- J 0 3 0 食道ブジー法
- J 0 3 1 直腸ブジー法
- J 0 3 2 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
- J 0 3 3 削除
- J 0 3 4 イレウス用ロングチューブ挿入法
- J 0 3 4 - 2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術
- J 0 3 4 - 3 内視鏡的結腸軸捻転解除術（一連につき）
- J 0 3 5 削除
- J 0 3 6 非還納性ヘルニア徒手整復法
- J 0 3 7 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）
- J 0 3 8 人工腎臓（1日につき）
- J 0 3 8 - 2 持続緩徐式血液濾過（1日につき）
- J 0 3 9 血漿交換療法（1日につき）
- J 0 4 0 局所灌流（1日につき）
- J 0 4 1 吸着式血液浄化法（1日につき）
- J 0 4 1 - 2 血球成分除去療法（1日につき）
- J 0 4 2 腹膜灌流（1日につき）
- J 0 4 3 新生児高ビリルビン血症に対する光線療法（1日につき）
- J 0 4 3 - 2 瀉血療法
- J 0 4 3 - 3 ストーマ処置（1日につき）
- J 0 4 3 - 4 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法
- J 0 4 3 - 5 尿路ストーマカテーテル交換法
- J 0 4 3 - 6 人工臍臓療法（1日につき）
- J 0 4 3 - 7 経会陰的放射線治療用材料局所注入（救急処置）
- J 0 4 4 救命のための気管内挿管
- J 0 4 4 - 2 体表面ペースング法又は食道ペースング法（1日につき）
- J 0 4 5 人工呼吸
- J 0 4 5 - 2 一酸化窒素吸入療法（1日につき）
- J 0 4 6 非開胸的心マッサージ
- J 0 4 7 カウンターショック（1日につき）
- J 0 4 7 - 2 心腔内除細動
- J 0 4 7 - 3 心不全に対する遠赤外線温熱療法（1日につき）
- J 0 4 8 心膜穿刺
- J 0 4 9 食道圧迫止血チューブ挿入法
- J 0 5 0 気管内洗浄（1日につき）
- J 0 5 1 胃洗浄
- J 0 5 2 ショックパンツ（1日につき）
- J 0 5 2 - 2 熱傷温浴療法（1日につき）（皮膚科処置）
- J 0 5 3 皮膚科軟膏処置
- J 0 5 4 皮膚科光線療法（1日につき）
- J 0 5 4 - 2 皮膚レーザー照射療法（一連につき）
- J 0 5 5 いぼ焼灼法
- J 0 5 5 - 2 イオントフォレーゼ
- J 0 5 5 - 3 臍肉芽腫切除術
- J 0 5 6 いぼ等冷凍凝固法
- J 0 5 7 軟属腫摘除
- J 0 5 7 - 2 面皰圧出法
- J 0 5 7 - 3 鶏眼・胼胝処置
- J 0 5 7 - 4 稗粒腫摘除（泌尿器科処置）
- J 0 5 8 膀胱穿刺
- J 0 5 9 陰嚢水腫穿刺
- J 0 5 9 - 2 血腫、膿腫穿刺
- J 0 6 0 膀胱洗浄（1日につき）
- J 0 6 0 - 2 後部尿道洗浄（ウルツマン）（1日につき）
- J 0 6 1 腎盂洗浄（片側）
- J 0 6 2 腎盂内注入（尿管カテーテル法を含む。）
- J 0 6 3 留置カテーテル設置
- J 0 6 4 導尿（尿道拡張を要するもの）
- J 0 6 5 間歇的導尿（1日につき）
- J 0 6 6 尿道拡張法
- J 0 6 6 - 2 タイダル自動膀胱洗浄（1日につき）
- J 0 6 7 誘導ブジー法
- J 0 6 8 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）
- J 0 6 9 前立腺液圧出法
- J 0 7 0 前立腺冷温榻
- J 0 7 0 - 2 干渉低周波による膀胱等刺激法
- J 0 7 0 - 3 冷却痔処置（1日につき）
- J 0 7 0 - 4 磁気による膀胱等刺激法（産婦人科処置）
- J 0 7 1 羊水穿刺（羊水過多症の場合）
- J 0 7 2 腔洗浄（熱性洗浄を含む。）
- J 0 7 3 子宮腔洗浄（薬液注入を含む。）
- J 0 7 4 卵管内薬液注入法
- J 0 7 5 陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法
- J 0 7 6 子宮頸管内への薬物挿入法
- J 0 7 7 子宮出血止血法
- J 0 7 8 子宮腔部薬物焼灼法
- J 0 7 9 子宮腔部焼灼法
- J 0 8 0 子宮頸管拡張及び分娩誘発法
- J 0 8 1 分娩時鈍性頸管拡張法（産婦人科処置）
- J 0 8 2 子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）
- J 0 8 2 - 2 薬物放出子宮内システム処置
- J 0 8 3 妊娠子宮嵌頓非観血的整復法
- J 0 8 4 胎盤圧出法
- J 0 8 5 クリステル胎児圧出法
- J 0 8 5 - 2 人工羊水注入法（眼科処置）
- J 0 8 6 眼処置
- J 0 8 6 - 2 義眼処置
- J 0 8 7 前房穿刺又は注射（前房内注入を含む。）
- J 0 8 8 霰粒腫の穿刺
- J 0 8 9 睫毛抜去
- J 0 9 0 結膜異物除去（1眼瞼ごと）
- J 0 9 1 鼻涙管ブジー法
- J 0 9 1 - 2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄
- J 0 9 2 涙嚢ブジー法（洗浄を含む。）
- J 0 9 3 強膜マッサージ
- J 0 9 4 削除（耳鼻咽喉科処置）
- J 0 9 5 耳処置（耳浴及び耳洗浄を含む。）
- J 0 9 5 - 2 鼓室処置（片側）
- J 0 9 6 耳管処置（耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）
- J 0 9 7 鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）
- J 0 9 7 - 2 副鼻腔自然口開大処置
- J 0 9 8 口腔、咽頭処置
- J 0 9 8 - 2 扁桃処置
- J 0 9 9 間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）
- J 1 0 0 副鼻腔手術後の処置（片側）
- J 1 0 1 鼓室穿刺（片側）
- J 1 0 2 上顎洞穿刺（片側）
- J 1 0 3 扁桃周囲膿瘍穿刺（扁桃周囲炎を含む。）
- J 1 0 4 唾液腺管洗浄（片側）
- J 1 0 5 副鼻腔洗浄又は吸引（注入を含む。）（片側）
- J 1 0 6 削除
- J 1 0 7 削除
- J 1 0 8 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
- J 1 0 9 鼻咽腔止血法（ペロック止血法）
- J 1 1 0 削除
- J 1 1 1 耳管ブジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）（片側）
- J 1 1 2 唾液腺管ブジー法（片側）
- J 1 1 3 耳垢栓塞除去（複雑なもの）
- J 1 1 4 ネプライザー
- J 1 1 5 超音波ネプライザー（1日につき）
- J 1 1 5 - 2 排痰誘発法（1日につき）（整形外科的処置）
- J 1 1 6 関節穿刺（片側）

<処置>

- J 1 1 6 - 2 粘(滑)液嚢穿刺注入(片側)
- J 1 1 6 - 3 ガングリオン穿刺術
- J 1 1 6 - 4 ガングリオン圧砕法
- J 1 1 6 - 5 酵素注射療法
- J 1 1 7 鋼線等による直達牽引(2日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。)(1局所を1日につき)
- J 1 1 8 介達牽引(1日につき)
- J 1 1 8 - 2 矯正固定(1日につき)
- J 1 1 8 - 3 変形機械矯正術(1日につき)
- J 1 1 8 - 4 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)(1日につき)
- J 1 1 9 消炎鎮痛等処置(1日につき)
- J 1 1 9 - 2 腰部又は胸部固定帯固定(1日につき)
- J 1 1 9 - 3 低出力レーザー照射(1日につき)
- J 1 1 9 - 4 肛門処置(1日につき)
- (栄養処置)
- J 1 2 0 鼻腔栄養(1日につき)
- J 1 2 1 滋養浣腸
- (ギブス)
- J 1 2 2 四肢ギブス包帯
- J 1 2 3 体幹ギブス包帯
- J 1 2 4 鎖骨ギブス包帯(片側)
- J 1 2 5 ギブスベッド
- J 1 2 6 斜頸矯正ギブス包帯
- J 1 2 7 先天性股関節脱臼ギブス包帯
- J 1 2 8 脊椎側弯矯正ギブス包帯
- J 1 2 9 義肢採型法
- J 1 2 9 - 2 練習用仮義足又は仮義手採型法
- J 1 2 9 - 3 治療用装具採寸法(1肢につき)
- J 1 2 9 - 4 治療用装具採型法

● 第2節 処置医療機器等加算

- J 2 0 0 腰部、胸部又は頸部固定帯加算(初回のみ)
- J 2 0 1 酸素加算

● 第3節 薬剤料

- J 3 0 0 薬剤

● 第4節 特定保険医療材料料

- J 4 0 0 特定保険医療材料

<手術>

● 第1節 手術料

◆ 第1款 皮膚・皮下組織

- (皮膚、皮下組織)
- (形成)

◆ 第2款 筋骨格系・四肢・体幹

- (筋膜、筋、腱、腱鞘)
- (四肢骨)
- (四肢関節、靭帯)
- (四肢切断、離断、再接合)
- (手、足)
- (脊柱、骨盤)

◆ 第3款 神経系・頭蓋

- (頭蓋、脳)
- (脊髓、末梢神経、交感神経)

◆ 第4款 眼

- (涙道)
- (眼瞼)
- (結膜)
- (眼窩、涙腺)
- (眼球、眼筋)
- (角膜、強膜)
- (ぶどう膜)
- (眼房、網膜)
- (水晶体、硝子体)

◆ 第5款 耳鼻咽喉

- (外耳)
- (中耳)
- (内耳)
- (鼻)
- (副鼻腔)
- (咽頭、扁桃)
- (喉頭、気管)

◆ 第6款 顔面・口腔・頸部

- (歯、歯肉、歯槽部、口蓋)
- (口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌)
- (顔面)
- (顔面骨、顎関節)
- (唾液腺)
- (甲状腺、副甲状腺(上皮小体))
- (その他の頸部)

◆ 第7款 胸部

- (乳腺)
- (胸壁)
- (胸腔、胸膜)
- (縦隔)
- (気管支、肺)
- (食道)

(横隔膜)

◆ 第8款 心・脈管

- (心、心膜、肺動静脈、冠血管等)
- (動脈)
- (静脈)
- (リンパ管、リンパ節)

◆ 第9款 腹部

- (腹壁、ヘルニア)
- (腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)
- (胃、十二指腸)
- (胆嚢、胆道)
- (肝)
- (脾)
- (脾)
- (空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)
- (直腸)
- (肛門、その周辺)

◆ 第10款 尿路系・副腎

- (副腎)
- (腎、腎盂)
- (尿管)
- (膀胱)
- (尿道)

◆ 第11款 性器

- (陰莖)
- (陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)
- (精嚢、前立腺)
- (外陰、会陰)
- (陰)
- (子宮)
- (子宮附属器)
- (産科手術)
- (その他)

◆ 第12款 削除

◆ 第13款 臓器提供管理料

- K 9 1 4 脳死臓器提供管理料
- K 9 1 5 生体臓器提供管理料

● 第2節 輸血料

- K 9 2 0 輸血
- K 9 2 0 - 2 輸血管理料
- K 9 2 1 造血幹細胞採取(一連につき)

<手術>

- K 9 2 1 - 2 間葉系幹細胞採取（一連につき）
- K 9 2 1 - 3 末梢血単核球採取（一連につき）
- K 9 2 2 造血幹細胞移植
- K 9 2 3 術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）
- K 9 2 4 自己生体組織接着剤作成術
- K 9 2 4 - 2 自己クリオプレシテート作製術（用手法）
- K 9 2 4 - 3 同種クリオプレシテート作製術

- 第3節 手術医療機器等加算
- K 9 3 0 脊髄誘発電位測定等加算
- K 9 3 1 超音波凝固切開装置等加算
- K 9 3 2 創外固定器加算
- K 9 3 3 イオンフォレーゼ加算
- K 9 3 4 副鼻腔手術用内視鏡加算
- K 9 3 4 - 2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算
- K 9 3 5 止血用加熱凝固切開装置加算
- K 9 3 6 自動縫合器加算
- K 9 3 6 - 2 自動吻合器加算
- K 9 3 6 - 3 微小血管自動縫合器加算
- K 9 3 7 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算
- K 9 3 7 - 2 術中グラフト血流測定加算
- K 9 3 8 体外衝撃波消耗性電極加算
- K 9 3 9 画像等手術支援加算
- K 9 3 9 - 2 術中血管等描出撮影加算
- K 9 3 9 - 3 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- K 9 3 9 - 4 削除
- K 9 3 9 - 5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- K 9 3 9 - 6 凍結保存同種組織加算
- K 9 3 9 - 7 レーザー機器加算
- K 9 3 9 - 8 超音波切削機器加算

- 第4節 薬剤料
- K 9 4 0 薬剤

- 第5節 特定保険医療材料
- K 9 5 0 特定保険医療材料

<手術>（肺、胃、十二指腸について抜粋）

- （気管支、肺）
- K 5 0 5 削除
- K 5 0 6 削除
- K 5 0 7 肺膿瘍切開排膿術
- K 5 0 8 気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）
- K 5 0 8 - 2 気管・気管支ステント留置術

- K 5 0 8 - 3 気管支熱形成術
- K 5 0 9 気管支異物除去術
- K 5 0 9 - 2 気管支肺泡洗浄術
- K 5 0 9 - 3 気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術
- K 5 0 9 - 4 気管支瘻孔閉鎖術
- K 5 1 0 気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）
- K 5 1 0 - 2 光線力学療法
- K 5 1 0 - 3 気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術
- K 5 1 1 肺切除術
- K 5 1 2 削除
- K 5 1 3 胸腔鏡下肺切除術
- K 5 1 3 - 2 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術
- K 5 1 3 - 3 胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術
- K 5 1 3 - 4 胸腔鏡下肺縫縮術
- K 5 1 4 肺悪性腫瘍手術
- K 5 1 4 - 2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
- K 5 1 4 - 3 移植用肺採取術（死体）（両側）
- K 5 1 4 - 4 同種死体肺移植術
- K 5 1 4 - 5 移植用部分肺採取術（生体）
- K 5 1 4 - 6 生体部分肺移植術
- K 5 1 5 肺剥皮術
- K 5 1 6 気管支瘻閉鎖術
- K 5 1 7 肺縫縮術
- K 5 1 8 気管支形成手術
- K 5 1 9 先天性気管狭窄症手術

- （胃、十二指腸）
- K 6 4 6 胃血管結紮術（急性胃出血手術）
- K 6 4 7 胃縫合術（大網充填術又は被覆術を含む。）
- K 6 4 7 - 2 腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術
- K 6 4 7 - 3 内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術
- K 6 4 8 胃切開術
- K 6 4 9 胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻転症手術
- K 6 4 9 - 2 腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻転症手術
- K 6 5 0 削除
- K 6 5 1 内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術
- K 6 5 2 胃、十二指腸憩室切除術・ポリプ切除術（開腹によるもの）
- K 6 5 3 内視鏡的胃、十二指腸ポリプ・粘膜切除術
- K 6 5 3 - 2 食道・胃内異物除去摘出術（マグネットカテテルによるもの）
- K 6 5 3 - 3 内視鏡的食道及び胃内異物摘出術
- K 6 5 3 - 4 内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法
- K 6 5 3 - 5 内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術
- K 6 5 4 内視鏡的消化管止血術
- K 6 5 4 - 2 胃局所切除術

- K 6 5 4 - 3 腹腔鏡下胃局所切除術
- K 6 5 4 - 4 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- K 6 5 5 胃切除術
- K 6 5 5 - 2 腹腔鏡下胃切除術
- K 6 5 5 - 3 十二指腸窓（内方）憩室摘出術
- K 6 5 5 - 4 噴門側胃切除術
- K 6 5 5 - 5 腹腔鏡下噴門側胃切除術
- K 6 5 6 胃縮小術
- K 6 5 6 - 2 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）
- K 6 5 7 胃全摘術
- K 6 5 7 - 2 腹腔鏡下胃全摘術
- K 6 5 8 削除
- K 6 5 9 食道下部迷走神経切除術（幹迷切）
- K 6 5 9 - 2 腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）
- K 6 6 0 食道下部迷走神経選択的切除術
- K 6 6 0 - 2 腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術
- K 6 6 1 胃冠状静脈結紮及び切除術
- K 6 6 2 胃腸吻合術（ブラウン吻合を含む。）
- K 6 6 2 - 2 腹腔鏡下胃腸吻合術
- K 6 6 3 十二指腸空腸吻合術
- K 6 6 4 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
- K 6 6 4 - 2 経皮経食道胃管挿入術（PTEG）
- K 6 6 4 - 3 薬剤投与用胃瘻造設術
- K 6 6 5 胃瘻閉鎖術
- K 6 6 5 - 2 胃瘻除去術
- K 6 6 6 幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術を含む。）
- K 6 6 6 - 2 腹腔鏡下幽門形成術
- K 6 6 7 噴門形成術
- K 6 6 7 - 2 腹腔鏡下噴門形成術
- K 6 6 7 - 3 削除
- K 6 6 8 胃横断術（静脈瘤手術）
- K 6 6 8 - 2 バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術

<麻酔>

- 第1節 麻酔料
- L 0 0 0 迷う麻酔
- L 0 0 1 筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔
- L 0 0 1 - 2 静脈麻酔
- L 0 0 2 硬膜外麻酔
- L 0 0 3 硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき）（麻酔当日を除く。）
- L 0 0 4 脊椎麻酔
- L 0 0 5 上・下肢伝達麻酔

## <麻酔>

- L 0 0 6 球後麻酔及び顔面・頭頸部の伝達麻酔（瞬目麻酔及び眼輪筋内浸潤麻酔を含む。）
- L 0 0 7 開放点滴式全身麻酔
- L 0 0 8 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔
- L 0 0 8 - 2 低体温療法（1日につき）
- L 0 0 8 - 3 経皮的体温調節療法（一連につき）
- L 0 0 9 麻酔管理料（Ⅰ）
- L 0 1 0 麻酔管理料（Ⅱ）

### ● 第2節 神経ブロック料

- L 1 0 0 神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）
- L 1 0 1 神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法使用）
- L 1 0 2 神経幹内注射
- L 1 0 3 カテラン硬膜外注射
- L 1 0 4 トリガーポイント注射
- L 1 0 5 神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（1日につき）（チューブ挿入当日を除く。）

### ● 第3節 薬剤料

- L 2 0 0 薬剤

### ● 第4節 特定保険医療材料料

- L 3 0 0 特定保険医療材料

## <放射線治療>

### ● 第1節 放射線治療管理・実施料

- M 0 0 0 放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）
- M 0 0 0 - 2 放射性同位元素内用療法管理料
- M 0 0 1 体外照射
- M 0 0 1 - 2 ガンマナイフによる定位放射線治療
- M 0 0 1 - 3 直線加速器による放射線治療（一連につき）
- M 0 0 1 - 4 粒子線治療（一連につき）
- M 0 0 2 全身照射（一連につき）
- M 0 0 3 電磁波温熱療法（一連につき）
- M 0 0 4 密封小線源治療（一連につき）
- M 0 0 5 血液照射

### ● 第2節 特定保険医療材料料

- M 2 0 0 特定保険医療材料

## <病理診断>

### ● 第1節 病理標本作製料

- N 0 0 0 病理組織標本作製
- N 0 0 1 電子顕微鏡病理組織標本作製（1臓器につき）
- N 0 0 2 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製
- N 0 0 3 術中迅速病理組織標本作製（1手術につき）
- N 0 0 3 - 2 迅速細胞診
- N 0 0 4 細胞診（1部位につき）
- N 0 0 5 H E R 2 遺伝子標本作製
- N 0 0 5 - 2 A L K融合遺伝子標本作製
- N 0 0 5 - 3 P D - L 1タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

### ● 第2節 病理診断・判断料

- N 0 0 6 病理診断料
- N 0 0 7 病理判断料

<初・再診料>

- 第1節 初診料 - A 0 0 0 初診料
- A 0 0 1 削除
- 第2節 再診料 - A 0 0 2 再診料

<入院料等>

- 第1節 入院基本料
- A 1 0 0 一般病棟入院基本料
- A 1 0 1 療養病棟入院基本料
- A 1 0 2 特定機能病院入院基本料
- A 1 0 3 専門病院入院基本料
- A 1 0 4 削除
- A 1 0 5 有床診療所入院基本料
- A 1 0 6 有床診療所療養病床入院基本料
- 第2節 入院基本料等加算
- A 2 0 0 総合入院体制加算
- A 2 0 1 削除
- A 2 0 2 削除
- A 2 0 3 削除
- A 2 0 4 地域医療支援病院入院診療加算
- A 2 0 4 - 2 臨床研修病院入院診療加算
- A 2 0 5 救急医療管理加算
- A 2 0 5 - 2 在宅患者緊急入院診療加算
- A 2 0 6 診療録管理体制加算
- A 2 0 6 - 2 医師事務作業補助体制加算
- A 2 0 6 - 3 急性期看護補助体制加算
- A 2 0 6 - 4 看護職員夜間配置加算
- A 2 0 7 乳幼児加算・幼児加算
- A 2 0 8 削除
- A 2 0 8 - 2 難病等特別入院診療加算
- A 2 0 8 - 3 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
- A 2 0 9 看護配置加算
- A 2 1 0 看護補助加算
- A 2 1 1 削除
- A 2 1 2 削除
- A 2 1 3 削除
- A 2 1 4 地域加算
- A 2 1 4 - 2 離島加算
- A 2 1 5 療養環境加算
- A 2 1 6 H I V感染者療養環境特別加算
- A 2 1 6 - 2 二類感染症患者療養環境特別加算
- A 2 1 7 重症者等療養環境特別加算
- A 2 1 7 - 2 小児療養環境特別加算

- A 2 1 8 療養病棟療養環境加算
- A 2 1 8 - 2 療養病棟療養環境改善加算
- A 2 1 9 診療所療養病床療養環境加算
- A 2 1 9 - 2 診療所療養病床療養環境改善加算
- A 2 2 0 無菌治療室管理加算
- A 2 2 1 放射線治療病室管理加算
- A 2 2 1 - 2 緩和ケア診療加算
- A 2 2 1 - 3 有床診療所緩和ケア診療加算
- A 2 2 2 がん診療連携拠点病院加算
- A 2 2 3 削除
- A 2 2 3 - 2 栄養サポートチーム加算
- A 2 2 4 医療安全対策加算
- A 2 2 4 - 2 感染防止対策加算
- A 2 2 4 - 3 患者サポート体制充実加算
- A 2 2 5 削除
- A 2 2 6 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- A 2 2 7 削除
- A 2 2 7 - 2 削除
- A 2 2 7 - 3 削除
- A 2 2 7 - 4 削除
- A 2 2 7 - 5 退院支援加算
- A 2 2 8 認知症ケア加算
- A 2 4 0 削除
- A 2 4 1 総合評価加算
- A 2 4 2 削除
- A 2 4 3 後発医薬品使用体制加算
- A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算
- A 2 5 0 地域歯科診療支援病院入院加算

- 第3節 特定入院料
- A 3 0 0 特定集中治療室管理料
- A 3 0 1 ハイケアユニット入院医療管理料
- A 3 0 2 削除
- A 3 0 3 緩和ケア病棟入院料
- A 3 0 4 小児入院医療管理料
- A 3 0 5 特定一般病棟入院料
- A 3 0 6 地域包括ケア病棟入院料

- 第4節 短期滞在手術基本料
- A 4 0 0 短期滞在手術基本料

<医学管理料>

- B 0 0 0 削除
- B 0 0 0 - 2 削除
- B 0 0 0 - 3 削除
- B 0 0 0 - 4 歯科疾患管理料
- B 0 0 0 - 4 - 2 小児口腔機能管理料
- B 0 0 0 - 4 - 3 口腔機能管理料
- B 0 0 0 - 5 周術期口腔機能管理計画策定料
- B 0 0 0 - 6 周術期口腔機能管理料(Ⅰ)
- B 0 0 0 - 7 周術期口腔機能管理料(Ⅱ)
- B 0 0 0 - 8 周術期口腔機能管理料(Ⅲ)
- B 0 0 1 削除
- B 0 0 1 - 2 歯科衛生実地指導料
- B 0 0 1 - 3 歯周病患者画像活用指導料
- B 0 0 2 歯科特定疾患療養管理料
- B 0 0 3 特定薬剤治療管理料
- B 0 0 4 悪性腫瘍特異物質治療管理料
- B 0 0 4 - 1 - 2 がん性疼痛緩和指導管理料
- B 0 0 4 - 1 - 3 がん患者指導管理料
- B 0 0 4 - 1 - 4 入院栄養食事指導料(週1回)
- B 0 0 4 - 1 - 5 外来緩和ケア管理料
- B 0 0 4 - 1 - 6 外来リハビリテーション診療料
- B 0 0 4 - 1 - 7 外来放射線照射診療料
- B 0 0 4 - 2 手術前医学管理料
- B 0 0 4 - 3 手術後医学管理料(1日につき)
- B 0 0 4 - 4 削除
- B 0 0 4 - 5 削除
- B 0 0 4 - 6 削除
- B 0 0 4 - 6 - 2 歯科治療時医療管理料(1日につき)
- B 0 0 4 - 7 削除
- B 0 0 4 - 8 削除
- B 0 0 4 - 9 介護支援連携指導料
- B 0 0 5 開放型病院共同指導料(Ⅰ)
- B 0 0 6 開放型病院共同指導料(Ⅱ)
- B 0 0 6 - 2 削除
- B 0 0 6 - 3 がん治療連携計画策定料
- B 0 0 6 - 3 - 2 がん治療連携指導料
- B 0 0 6 - 3 - 3 がん治療連携管理料
- B 0 0 6 - 3 - 4 療養・就労両立支援指導料
- B 0 0 7 退院前訪問指導料
- B 0 0 8 薬剤管理指導料
- B 0 0 8 - 2 薬剤総合評価調整管理料
- B 0 0 9 診療情報提供料(Ⅰ)
- B 0 0 9 - 2 電子的診療情報評価料
- B 0 1 0 診療情報提供料(Ⅱ)
- B 0 1 1 診療情報連携共有料
- B 0 1 1 - 2 削除
- B 0 1 1 - 3 薬剤情報提供料

<医学管理料>

- B 0 1 1 - 4 退院時薬剤情報管理指導料
- B 0 1 2 傷病手当金意見書交付料
- B 0 1 3 新製有床義歯管理料（1口腔につき）
- B 0 1 3 - 2 削除
- B 0 1 3 - 3 広範囲顎骨支持型補綴物管理料（1口腔につき）
- B 0 1 4 退院時共同指導料 1
- B 0 1 5 退院時共同指導料 2
- B 0 1 6 削除
- B 0 1 7 肺血栓塞栓症予防管理料
- B 0 1 8 医療機器安全管理料（一連につき）

<在宅医療>

- C 0 0 0 歯科訪問診療料（1日につき）
- C 0 0 1 訪問歯科衛生指導料
- C 0 0 1 - 2 削除
- C 0 0 1 - 3 歯科疾患在宅療養管理料
- C 0 0 1 - 4 削除
- C 0 0 1 - 4 - 2 在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)（1日につき）
- C 0 0 1 - 5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
- C 0 0 1 - 6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
- C 0 0 2 救急搬送診療料
- C 0 0 3 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- C 0 0 4 退院前在宅療養指導管理料
- C 0 0 5 在宅悪性腫瘍患者指導管理料
- C 0 0 5 - 2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料
- C 0 0 6 削除
- C 0 0 7 在宅患者連携指導料
- C 0 0 8 在宅患者緊急時等カンファレンス料

<検査>

- 第1節 検査料  
（歯科一般検査）
- D 0 0 0 電気の根管長測定検査
- D 0 0 1 細菌簡易培養検査
- D 0 0 2 歯周病検査
- D 0 0 2 - 2 削除
- D 0 0 2 - 3 削除
- D 0 0 2 - 4 削除
- D 0 0 2 - 5 歯周病部分的再評価検査（1歯につき）

- D 0 0 3 削除
- D 0 0 3 - 2 削除

（補綴関連検査）

- D 0 0 4 削除
- D 0 0 5 削除
- D 0 0 6 削除
- D 0 0 7 削除
- D 0 0 8 削除
- D 0 0 9 顎運動関連検査（1装置につき1回）
- D 0 1 0 歯冠補綴時色調採得検査（1枚につき）
- D 0 1 1 有床義歯咀嚼機能検査（1口腔につき）
- D 0 1 1 - 2 咀嚼能力検査（1回につき）
- D 0 1 1 - 3 咬合圧検査（1回につき）
- D 0 1 1 - 4 小児口唇閉鎖力検査（1回につき）
- D 0 1 2 舌圧検査（1回につき）
- D 0 1 3 精密触覚機能検査
- D 0 1 4 睡眠時歯科筋電図検査（一連につき）

- 第2節 薬剤料
- D 1 0 0 薬剤

<画像診断>

- 第1節 診断料
- E 0 0 0 写真診断
- 第2節 撮影料
- E 1 0 0 歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織
- E 1 0 1 造影剤注入手技
- 第3節 基本的エックス線診断料
- E 2 0 0 基本的エックス線診断料（1日につき）

- 第4節 フィルム及び造影剤料
- E 3 0 0 フィルム
- E 3 0 1 造影剤

<投薬>

- 第1節 調剤料
- F 0 0 0 調剤料
- 第2節 処方料
- F 1 0 0 処方料
- 第3節 薬剤料
- F 2 0 0 薬剤
- 第4節 特定保険医療材料料
- F 3 0 0 特定保険医療材料
- 第5節 処方箋料
- F 4 0 0 処方箋料
- 第6節 調剤技術基本料
- F 5 0 0 調剤技術基本料

<注射>

- 第1節 注射料
- ◆ 第1款 注射実施料
- G 0 0 0 皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき）
- G 0 0 1 静脈内注射（1回につき）
- G 0 0 2 動脈注射（1日につき）
- G 0 0 3 抗悪性腫瘍剤局所持続注入（1日につき）
- G 0 0 4 点滴注射（1日につき）
- G 0 0 5 中心静脈注射（1日につき）
- G 0 0 5 - 2 中心静脈注射用カテーテル挿入
- G 0 0 5 - 3 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入
- G 0 0 6 植込型カテーテルによる中心静脈注射（1日につき）
- G 0 0 7 関節腔内注射
- G 0 0 8 滑液嚢穿刺後の注入
- ◆ 第2款 無菌製剤処理料
- G 0 2 0 無菌製剤処理料
- 第2節 薬剤料
- G 1 0 0 薬剤
- 第3節 特定保険医療材料料
- G 2 0 0 特定保険医療材料

<リハビリテーション>

● 第1節 リハビリテーション料

- H 0 0 0 脳血管疾患等リハビリテーション料
- H 0 0 0 - 2 削除
- H 0 0 0 - 3 廃用症候群リハビリテーション料
- H 0 0 1 摂食機能療法 (1日につき)
- H 0 0 1 - 2 歯科口腔リハビリテーション料1 (1口腔につき)
- H 0 0 1 - 3 歯科口腔リハビリテーション料2 (1口腔につき)
- H 0 0 2 障害児 (者) リハビリテーション料 (1単位)
- H 0 0 3 がん患者リハビリテーション料 (1単位)
- H 0 0 8 集団コミュニケーション療法料 (1単位)

● 第2節 薬剤料

- H 1 0 0 薬剤

<処置>

● 第1節 処置料

(歯の疾患の処置)

- I 0 0 0 う蝕処置 (1歯1回につき)
- I 0 0 0 - 2 咬合調整
- I 0 0 0 - 3 残根削合 (1歯1回につき)
- I 0 0 1 歯髄保護処置 (1歯につき)
- I 0 0 1 - 2 象牙質レジンコーティング (1歯につき)
- I 0 0 2 知覚過敏処置 (1口腔1回につき)
- I 0 0 2 - 2 乳幼児う蝕塗布処置 (1口腔1回につき)
- I 0 0 3 初期う蝕早期充填処置 (1歯につき)
- I 0 0 4 歯髄切断 (1歯につき)
- I 0 0 5 抜髄 (1歯につき)
- I 0 0 6 感染根管処置 (1歯につき)
- I 0 0 7 根管貼薬処置 (1歯1回につき)
- I 0 0 8 根管充填 (1歯につき)
- I 0 0 8 - 2 加圧根管充填処置 (1歯につき)

(外科後処置)

- I 0 0 9 外科後処置
- I 0 0 9 - 2 創傷処置
- I 0 0 9 - 3 歯科ドレーン法 (ドレナージ) (1日につき)
- I 0 0 9 - 4 上顎洞洗浄 (片側)
- I 0 0 9 - 5 口腔内分泌物吸引 (1日につき)

(歯周組織の処置)

- I 0 1 0 歯周疾患処置 (1口腔1回につき)

- I 0 1 1 歯周基本治療
- I 0 1 1 - 2 歯周病安定期治療
- I 0 1 1 - 2 - 2 歯周病安定期治療 (Ⅱ)
- I 0 1 1 - 2 - 3 歯周病重症化予防治療
- I 0 1 1 - 3 歯周基本治療処置 (1口腔につき)

(その他の処置)

- I 0 1 4 暫間固定
- I 0 1 4 - 2 暫間固定装置修理
- I 0 1 5 口唇プロテクター
- I 0 1 6 線副子 (1顎につき)
- I 0 1 7 床副子
- I 0 1 7 - 1 - 2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき)
- I 0 1 7 - 1 - 3 舌接触補助床 (1装置につき)
- I 0 1 7 - 1 - 4 術後即時顎補綴装置 (1顎につき)
- I 0 1 7 - 2 床副子調整 (1口腔につき)
- I 0 1 7 - 2 口腔内装置調整・修理 (1口腔につき)
- I 0 1 7 - 3 顎外固定
- I 0 1 7 口腔内装置 (1装置につき)
- I 0 1 8 歯周治療用装置
- I 0 1 9 歯冠修復物又は補綴物の除去 (1歯につき)
- I 0 2 0 暫間固定装置の除去 (1装置につき)
- I 0 2 1 根管内異物除去 (1歯につき)
- I 0 2 2 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき)
- I 0 2 3 心身医学療法
- I 0 2 4 鼻腔栄養 (1日につき)
- I 0 2 5 酸素吸入 (1日につき)
- I 0 2 6 高気圧酸素治療 (1日につき)
- I 0 2 7 人工呼吸
- I 0 2 8 削除
- I 0 2 9 周術期専門的口腔衛生処置 (1口腔につき)
- I 0 2 9 - 2 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置 (1口腔につき)
- I 0 2 9 - 3 口腔粘膜処置 (1口腔につき)
- I 0 3 0 機械的歯面清掃処置 (1口腔につき)
- I 0 3 0 - 2 非経口摂取患者口腔粘膜処置 (1口腔につき)
- I 0 3 1 フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき)

● 第2節 処置医療機器等加算

- I 0 8 0 削除
- I 0 8 1 削除
- I 0 8 2 酸素加算

● 第3節 特定薬剤料

- I 1 0 0 特定薬剤

● 第4節 特定保険医療材料料

- I 2 0 0 特定保険医療材料

<手術>

● 第1節 手術料

- J 0 0 0 抜歯手術 (1歯につき)
- J 0 0 0 - 2 歯根分割掻爬術
- J 0 0 0 - 3 上顎洞陥入歯除去術
- J 0 0 1 ヘミセクション (分割抜歯)
- J 0 0 2 抜歯窩再掻爬手術
- J 0 0 3 歯根嚢胞摘出手術
- J 0 0 4 歯根端切除手術 (1歯につき)
- J 0 0 4 - 2 歯の再植術
- J 0 0 4 - 3 歯の移植手術
- J 0 0 5 削除
- J 0 0 6 歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術
- J 0 0 7 顎骨切断端形成術
- J 0 0 8 歯肉、歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む。)
- J 0 0 9 浮動歯肉切除術
- J 0 1 0 顎堤形成術
- J 0 1 1 上顎結節形成術
- J 0 1 2 おとがい神経移動術
- J 0 1 3 口腔内消炎手術
- J 0 1 4 口腔底膿瘍切開術
- J 0 1 5 口腔底腫瘍摘出術
- J 0 1 5 - 2 口腔底迷入下顎智歯除去術
- J 0 1 6 口腔底悪性腫瘍手術
- J 0 1 7 舌腫瘍摘出術
- J 0 1 7 - 2 甲状舌管嚢胞摘出術
- J 0 1 8 舌悪性腫瘍手術
- J 0 1 9 口蓋腫瘍摘出術
- J 0 2 0 口蓋混合腫瘍摘出術
- J 0 2 1 口蓋悪性腫瘍手術
- J 0 2 2 顎・口蓋裂形成手術
- J 0 2 3 歯槽部骨皮質切離術 (コルチコミー)
- J 0 2 4 口唇裂形成手術 (片側)
- J 0 2 4 - 2 口唇裂形成手術 (両側)
- J 0 2 4 - 3 軟口蓋形成手術
- J 0 2 4 - 4 鼻咽腔閉鎖術
- J 0 2 5 削除
- J 0 2 6 舌繫痕痕性短縮矯正術
- J 0 2 7 頬、口唇、舌小帯形成術
- J 0 2 8 舌形成手術 (巨舌症手術)
- J 0 2 9 削除
- J 0 3 0 口唇腫瘍摘出術

<手術>

- J 0 3 1 口唇悪性腫瘍手術
- J 0 3 2 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術
- J 0 3 3 頬腫瘍摘出術
- J 0 3 4 頬粘膜腫瘍摘出術
- J 0 3 5 頬粘膜悪性腫瘍手術
- J 0 3 5 - 2 口腔粘膜血管腫凝固術（一連につき）
- J 0 3 6 術後性上顎嚢胞摘出術
- J 0 3 7 上顎洞口腔瘻閉鎖術
- J 0 3 8 上顎骨切除術
- J 0 3 9 上顎骨悪性腫瘍手術
- J 0 4 0 下顎骨部分切除術
- J 0 4 1 下顎骨離断術
- J 0 4 2 下顎骨悪性腫瘍手術
- J 0 4 3 顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）
- J 0 4 4 顎骨嚢胞開窓術
- J 0 4 4 - 2 埋伏歯開窓術
- J 0 4 5 口蓋隆起形成術
- J 0 4 6 下顎隆起形成術
- J 0 4 7 腐骨除去手術
- J 0 4 8 口腔外消炎手術
- J 0 4 9 外歯瘻手術
- J 0 5 0 歯性扁桃周囲膿瘍切開手術
- J 0 5 1 がま腫切開術
- J 0 5 2 がま腫摘出術
- J 0 5 3 唾石摘出術（一連につき）
- J 0 5 4 舌下腺腫瘍摘出術
- J 0 5 5 顎下腺摘出術
- J 0 5 6 顎下腺腫瘍摘出術
- J 0 5 7 顎下腺悪性腫瘍手術
- J 0 5 8 削除
- J 0 5 9 耳下腺腫瘍摘出術
- J 0 6 0 耳下腺悪性腫瘍手術
- J 0 6 1 唾液腺膿瘍切開術
- J 0 6 2 唾液腺管形成手術
- J 0 6 3 歯周外科手術（1歯につき）
- J 0 6 3 - 2 骨移植術（軟骨移植術を含む。）
- J 0 6 3 - 3 骨（軟骨）組織採取術
- J 0 6 4 削除
- J 0 6 5 歯槽骨骨折非観血の整復術
- J 0 6 6 歯槽骨骨折観血の整復術
- J 0 6 7 上顎骨骨折非観血の整復術
- J 0 6 8 上顎骨折観血の手術
- J 0 6 9 上顎骨形成術
- J 0 7 0 頬骨骨折観血の整復術
- J 0 7 0 - 2 頬骨変形治癒骨折矯正術
- J 0 7 1 下顎骨折非観血の整復術
- J 0 7 2 下顎骨折観血の手術
- J 0 7 2 - 2 下顎関節突起骨折観血の手術

- J 0 7 3 口腔内軟組織異物（人工物）除去術
- J 0 7 4 顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術
- J 0 7 5 下顎骨形成術
- J 0 7 5 - 2 下顎骨延長術
- J 0 7 6 顔面多発骨折観血の手術
- J 0 7 7 顎関節脱臼非観血の整復術
- J 0 7 8 顎関節脱臼観血の手術
- J 0 7 9 顎関節形成術
- J 0 8 0 顎関節授動術
- J 0 8 0 - 2 顎関節人工関節全置換術
- J 0 8 1 顎関節円板整位術
- J 0 8 2 歯科インプラント摘出術（1個につき）
- J 0 8 3 顎骨インプラント摘出術
- J 0 8 4 創傷処理
- J 0 8 4 - 2 小児創傷処理（6歳未満）
- J 0 8 5 デブリードマン
- J 0 8 6 上顎洞開窓術
- J 0 8 6 - 2 内視鏡下上顎洞開窓術
- J 0 8 7 上顎洞根治手術
- J 0 8 7 - 2 上顎洞炎術後後出血止血法
- J 0 8 8 リンパ節摘出術
- J 0 8 9 分層植皮術
- J 0 8 9 - 2 全層植皮術
- J 0 9 0 皮膚移植術（生体・培養）
- J 0 9 0 - 2 皮膚移植術（死体）
- J 0 9 1 皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術
- J 0 9 2 動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術
- J 0 9 3 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）
- J 0 9 4 削除
- J 0 9 5 複合組織移植術
- J 0 9 6 自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）
- J 0 9 7 粘膜移植術
- J 0 9 8 血管結紮術
- J 0 9 9 動脈形成術、吻合術
- J 0 9 9 - 2 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置
- J 1 0 0 血管移植術、バイパス移植術
- J 1 0 0 - 2 中心静脈注射用植込型カテーテル設置
- J 1 0 1 神経移植術
- J 1 0 1 - 2 神経再生誘導術
- J 1 0 2 交感神経節切除術
- J 1 0 3 過長茎状突起切除術
- J 1 0 4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）
- J 1 0 4 - 2 皮膚悪性腫瘍切除術
- J 1 0 5 癬痕拘縮形成手術
- J 1 0 6 気管切開術
- J 1 0 7 気管切開孔閉鎖術

- J 1 0 8 顔面神経麻痺形成手術
  - J 1 0 9 広範囲顎骨支持型装置埋入手術（1顎一連につき）
  - J 1 1 0 広範囲顎骨支持型装置搔爬術
- 第2節 輸血料
  - J 2 0 0 輸血
  - J 2 0 0 - 2 輸血管理料
  - J 2 0 0 - 4 - 3 超音波切削機器加算
  - J 2 0 0 - 4 - 4 口腔粘膜蛍光観察評価加算
- 第3節 手術医療機器等加算
  - J 2 0 0 - 3 削除
  - J 2 0 0 - 4 上顎洞手術用内視鏡加算
  - J 2 0 0 - 4 - 2 レーザー機器加算
  - J 2 0 0 - 5 画像等手術支援加算
- 第4節 薬剤料
  - J 2 0 1 薬剤
- 第5節 特定薬剤料
  - J 3 0 0 特定薬剤
- 第6節 特定保険医療材料
  - J 4 0 0 特定保険医療材料

<麻酔>

- 第1節 麻酔料
  - K 0 0 0 伝達麻酔（下顎孔又は眼窩下孔に行うもの）
  - K 0 0 1 浸潤麻酔
  - K 0 0 2 吸入鎮静法（30分まで）
  - K 0 0 3 静脈内鎮静法
  - K 0 0 4 歯科麻酔管理料
- 第2節 薬剤料
  - K 1 0 0 薬剤
- 第3節 特定保険医療材料料
  - K 2 0 0 特定保険医療材料

<放射線治療>

- 第1節 放射線治療・管理料
  - L 0 0 0 放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）
  - L 0 0 1 体外照射
  - L 0 0 1 - 2 直線加速器による放射線治療（一連につき）
  - L 0 0 2 電磁波温熱療法（一連につき）
  - L 0 0 3 密封小線源治療（一連につき）
  - L 0 0 4 血液照射
- 第2節 特定保険医療材料料
  - L 2 0 0 特定保険医療材料

<歯冠修復及び欠損補綴>

- 第1節 歯冠修復及び欠損補綴料  
（歯冠修復及び欠損補綴診療料）
  - M 0 0 0 補綴時診断料（1装置につき）
  - M 0 0 0 - 2 クラウン・ブリッジ維持管理料（1装置につき）
  - M 0 0 0 - 3 広範囲顎骨支持型補綴診断料（1口腔につき）
  - M 0 0 1 歯冠形成（1歯につき）
  - M 0 0 1 - 2 う蝕歯即時充填形成（1歯につき）
  - M 0 0 1 - 3 う蝕歯インレー修復形成（1歯につき）
  - M 0 0 2 支台築造（1歯につき）
  - M 0 0 2 - 2 支台築造印象（1歯につき）
  - M 0 0 3 印象採得
  - M 0 0 3 - 2 テンポラリークラウン（1歯につき）
  - M 0 0 3 - 3 咬合印象
  - M 0 0 4 リテーナー
  - M 0 0 5 装着

- M 0 0 5 - 2 仮着（ブリッジ）（1装置につき）
- M 0 0 6 咬合採得
- M 0 0 7 仮床試適（1床につき）
- M 0 0 8 ブリッジの試適

（歯冠修復）

- M 0 0 9 充填（1歯につき）
- M 0 1 0 金属歯冠修復（1個につき）
- M 0 1 1 レジン前装金属冠（1歯につき）
- M 0 1 2 削除
- M 0 1 3 削除
- M 0 1 4 削除
- M 0 1 5 非金属歯冠修復（1個につき）
- M 0 1 5 - 2 CAD/CAM冠（1歯につき）
- M 0 1 6 乳歯金属冠（1歯につき）
- M 0 1 6 - 2 小児保険装置
- M 0 1 6 - 3 既製金属冠（1歯につき）

（欠損補綴）

- M 0 1 7 ポンテック（1歯につき）
- M 0 1 7 - 2 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）
- M 0 1 8 有床義歯
- M 0 1 9 熱可塑性樹脂有床義歯
- M 0 2 0 鑄造鉤（1個につき）
- M 0 2 1 線鉤（1個につき）
- M 0 2 1 - 2 コンピネーション鉤（1個につき）
- M 0 2 2 フック、スパー（1個につき）
- M 0 2 3 バー（1個につき）
- M 0 2 4 削除
- M 0 2 5 口蓋補綴、顎補綴（1顎につき）
- M 0 2 5 - 2 広範囲顎骨支持型補綴

（その他の技術）

- M 0 2 6 補綴隙（1個につき）
- M 0 2 7 削除
- M 0 2 8 削除

（修理）

- M 0 2 9 有床義歯修理（1床につき）
- M 0 3 0 有床義歯内面適合法
- M 0 3 1 削除
- M 0 3 2 削除
- M 0 3 3 削除
- M 0 3 4 歯冠継続歯修理（1歯につき）
- M 0 3 5 削除
- M 0 3 6 削除
- M 0 3 7 削除
- M 0 3 8 削除

- M 0 3 9 削除
- M 0 4 0 削除
- M 0 4 1 広範囲顎骨支持型補綴物修理（1装置につき）

● 第2節 削除

- 第3節 特定保険医療材料料
  - M 1 0 0 特定保険医療材料

<歯科矯正>

- 第1節 歯科矯正料
  - N 0 0 0 歯科矯正診断料
  - N 0 0 1 顎口腔機能診断料
  - N 0 0 2 歯科矯正管理料
  - N 0 0 3 歯科矯正セファログラム（一連につき）
  - N 0 0 4 模型調製（1組につき）
  - N 0 0 5 動的処置（1口腔1回につき）
  - N 0 0 6 印象採得（1装置につき）
  - N 0 0 7 咬合採得（1装置につき）
  - N 0 0 8 装着
  - N 0 0 8 - 2 植立（1本につき）
  - N 0 0 9 撤去
  - N 0 1 0 セパレイティング（1箇所につき）
  - N 0 1 1 結紮（1顎1回につき）

（矯正装置）

- N 0 1 2 床装置（1装置につき）
- N 0 1 2 - 2 スライディングプレート（1装置につき）
- N 0 1 3 リトラクター（1装置につき）
- N 0 1 4 プロトラクター（1装置につき）
- N 0 1 4 - 2 牽引装置（1装置につき）
- N 0 1 5 拡大装置（1装置につき）
- N 0 1 6 アクチバートル（FKO）（1装置につき）
- N 0 1 7 リンガルアーチ（1装置につき）
- N 0 1 8 マルチブラケット装置（1装置につき）
- N 0 1 9 保定装置（1装置につき）
- N 0 2 0 鉤（1個につき）
- N 0 2 1 帯環（1個につき）
- N 0 2 2 ダイレクトボンドブラケット（1個につき）
- N 0 2 3 フック（1個につき）
- N 0 2 4 弾線（1本につき）
- N 0 2 5 トルキングアーチ（1本につき）
- N 0 2 6 附加装置（1箇所につき）
- N 0 2 7 矯正用ろう着（1箇所につき）
- N 0 2 8 床装置修理（1装置につき）

## <歯科矯正>

- 第2節 特定保険医療材料料
- N 1 0 0 特定保険医療材料

## <病理診断>

- 0 0 0 0 口腔病理診断料 (歯科診療に係るものに限る。)
- 0 0 0 1 口腔病理判断料 (歯科診療に係るものに限る。)

## 歯科

## <調剤>

- 第1節 調剤技術料
  - 0 0 調剤基本料 (処方せんの受付1回につき)
  - 0 1 調剤料
- 第2節 薬学管理料
  - 1 0 薬剤服用歴管理指導料
  - 1 1 削除
  - 1 2 削除
  - 1 3 削除
    - 1 3の2 かかりつけ薬剤師指導料
    - 1 3の3 かかりつけ薬剤師包括管理料
  - 1 4 削除
    - 1 4の2 外来服薬支援料
    - 1 4の3 服用薬剤調整支援料
  - 1 5 在宅患者訪問薬剤管理指導料
    - 1 5の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
    - 1 5の3 在宅患者緊急時等共同指導料
    - 1 5の4 退院時共同指導料
    - 1 5の5 服薬情報等提供料
    - 1 5の6 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
    - 1 5の7 経管投薬支援料
  - 1 6 削除
  - 1 7 削除
  - 1 8 削除
  - 1 9 削除
- 第3節 薬剤料
  - 2 0 使用薬剤料
- 第4節 特定保険医療材料料
  - 3 0 特定保険医療材料

## 調剤